

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に関する神道政治連盟会長談話

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が成立、公布された。今後は天皇陛下の御譲位に向けての諸準備がなされるものと拝察されるが、御譲位からはじまる皇位継承に関する諸儀式が、皇室の長い伝統に則り、皇位の重みを尊重して、国の重儀として執り行はれるやう慎重に検討を重ねるべきである。

本特例法制定に関して何よりも問題視すべきは、衆参両議院の附帯決議に「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」と「女性宮家の創設等」の文言が検討課題として盛り込まれたことである。たしかに附帯決議に法的拘束力はないが、「女性宮家」の創設が優先して検討されるかのやうな報道がなされた。「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」については、法案審議の政府答弁にあるやうに、まづは「男系継承が古来例外なく維持されてきた」重みを踏まへて、皇室の安泰化に向けた方策の検討が望まれる。

他方、「女性宮家の創設等」については、宮家が、皇位継承権を有する者を当主とする皇族御一家のことを意味してをり、宮家の創設には必ず皇位継承の問題が関はってくることから、皇位継承の課題と切り離されて記載されたものと推察する。

しかし、野田内閣当時、「女性宮家」について、「皇位継承の問題ではない」と明言してゐたにもかかわらず、同じ語が民進党の主張により「安定的な皇位継承」といふ文脈で盛り込まれたことは看過できない。過去と異なる主張を押し通した民進党の姿勢は言ふに及ばず、国会での十分な検討もなされず決議に盛り込まれたことは誠に遺憾である。このことを十分認識・留意しつつ、これからの議論を進めるべきである。

なほ、「女性宮家の創設等」については、女性皇族の御結婚によって「皇室活動の安定性」が将来的な問題とされるのであれば、例へば御結婚後であっても、皇族身分であった者としてその後も皇室活動に協力することが出来る方途など検討すべきである。

以上